

令和元年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案概要書

令和元年5月28日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 3 件 〕

報告第 1 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
報告第 2 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について	2
報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償請求控訴事件に係る和解〉	3～4

○ 条例に関する議案〔 8 件 〕

議案第 35 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定について【整備】	5～10
議案第 36 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一 部改正】	11
議案第 37 号	かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	12
議案第 38 号	かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について【一部改正】	13
議案第 39 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	14

議案第 40 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	 15
議案第 41 号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について【一部改正】	 16
議案第 42 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	 17

○ 予算に関する議案〔 3 件 〕

議案第 43 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）	 18～19
議案第 44 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	 20
議案第 45 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	 21

○ その他の議案〔 2 件 〕

議案第 46 号	市道路線の認定について	 22～23
議案第 47 号	市道路線の廃止について	 24～25

報告第 1 号	平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1） 総務費 ア 基幹系電算システム管理事業 （2） 農林水産業費 ア 農業振興事業 （3） 商工費 ア プレミアム付商品券事業（政策） イ 水族館管理運営事業（政策） （4） 土木費 ア 道路維持管理事業（政策） イ 市道整備事業（政策） （5） 教育費 ア 市民ふれあいスポーツ推進事業（政策） イ 第 1 常陸野公園管理運営事業 〔 市長公室：政策経営課 〕	

報告第 2 号	平成 3 0 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （1）下水道費 ア 流域下水道整備事業 〔 建設部：下水道課 〕	

報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償請求控訴事件に係る和解〉
1 要 旨 損害賠償請求控訴事件に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 （1） 相 手 方 ・市内在住の農業者 3 名 （2） 事件の概要 ・平成 23 年度、国の第 4 次補正予算により創設された農業体質強化基盤整備促進事業（国補）について、相手方から当市に対し、市の説明及び教示義務違反を基に、補助金相当額及び慰謝料と弁護士費用を合わせた 584 万 5 千円の支払いを求め、提訴された事件である。 （3） 和解成立に至るまでの経過 ア 平成 30 年 12 月 26 日（判決言渡し期日） 第 1 審判決「原告らの請求はいずれも棄却」 イ 平成 31 年 1 月 7 日 控訴人ら訴訟代理人弁護士から東京高等裁判所へ控訴状が提出される。 ウ 令和元年 5 月 9 日 第 1 回口頭弁論で弁論が終結し、結審され、裁判所から和解勧告を受ける。 エ 令和元年 5 月 15 日 和解勧告に基づき（4）和解内容で双方合意し、和解が成立する。	

(4) 和解の内容

- ア 被控訴人は、控訴人らに対し、解決金として金 30 万円（連帯債権）の支払義務があることを認める。
- イ 被控訴人は、控訴人らに対し、前項の解決金を、令和元年 6 月 14 日限り、控訴人らが指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は被控訴人の負担とする。
- ウ 被控訴人は、農業体質強化基盤整備促進事業に関し、被控訴人の職員に不適切な事務処理があったことを認め、控訴人らが満足する説明、対応ができなかったことを真摯に受け止め、今後、市民に対し、より一層質の高い行政サービスを提供できるよう努力するものとする。
- エ 控訴人らは、被控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- オ 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- カ 訴訟費用は、第 1、2 審を通じて、各自の負担とする。

3 専決処分日

令和元年 5 月 15 日

〔 都市産業部：農林水産課 〕

議案第 35 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について【整備】	
1 要 旨		
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税率及び地方消費税率が令和元年 10 月 1 日から引上げられることから、消費税は、消費者（利用者）が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、これが円滑かつ適正に転嫁されるよう、公共施設等の使用料の改正などについて必要な措置を講じるため、関係条例を整備するもの。		
2 内 容（対象条例と改正概要等）		
(1) 貸切り使用料（会議室、体育館、グラウンド等）		
・平成 29 年 4 月に施行した「かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例」に規定する使用料については、現行額の算定根拠に基づき再計算した結果、消費税率の引上げに相当する分は、いずれも端数処理等の範囲内であるため、今般の改正は生じない。		
(2) 庁舎等の建物の使用料（例；自動販売機の設置等）		
【検査管財課所管】		
○かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例		
(別表第 1)		
該当箇所	現 行	改正後
建物の使用料算出の計算過程	×108／100	×110／100
(3) 一人あたりの入館料等		
・平成 26 年 4 月の消費税率改定（5％→8％）における算定方法まで遡り、原価に対し 10％を転嫁し端数処理を行い、改正後の額とする。		

【介護長寿課所管】

○かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例

(別表)

トレーニング室使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
市内居住者で 65 歳以上・中学生以下の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	(現行どおり)
市内居住者で上記以外の者	1 人につき 200 円	(現行どおり)
上記以外の者	1 人につき 510 円	1 人につき 520 円

浴室使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
市内居住者で 65 歳以上・中学生以下の者及び身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を有する者等	無料	(現行どおり)
市内居住者で上記以外の者	1 人につき 200 円	(現行どおり)
上記以外の者	1 人につき 510 円	1 人につき 520 円

カラオケ使用料

使用区分	現 行	改正後
	使用料	使用料
一律	1 曲につき 100 円	(現行どおり)

【観光商工課所管】

○かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例

(別表)

区分		現 行	改正後
		使用料(1 人あたり)	使用料(1 人あたり)
宿泊	市内者	大人 1,080 円、小人 540 円	大人 1,100 円、小人 550 円
	市外者	大人 1,620 円、小人 1,080 円	大人 1,650 円、小人 1,100 円
浴室		大人 210 円、小人 100 円	大人 220 円、小人 110 円

○かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例

(別表)

区分			現 行	改正後
			入館料(1 人につき)	入館料(1 人につき)
一般		個人	310 円	330 円
		団体	260 円	270 円
小学生・中学生		個人	150 円	160 円
		団体	100 円	110 円
歴史博物館と併せて入館する者	一般	個人	250 円	260 円
		団体	210 円	220 円
	小学生・中学生	個人	120 円	130 円
		団体	80 円	80 円

【生涯学習課所管】

○かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例
(第4条)

該当箇所	現 行	改正後
特別展を行う場合の入館料	1,080 円を超えない額	1,100 円を超えない額

○かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例
(第9条)

室名 ／時間	現 行			改正後		
	9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00	9:00 ～12:00	13:00 ～17:00	18:00 ～22:00
会議室	1,080 円	1,080 円	1,620 円	1,100 円	1,100 円	1,650 円
和 室	750 円	750 円	1,080 円	770 円	770 円	1,100 円
調理室	750 円	750 円	1,080 円	770 円	770 円	1,100 円

○かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例

(第4条)

該当箇所	現 行	改正後
特別展を行う場合の入館料	1,080 円を超えない額	1,100 円を超えない額

(別表)

区分		現 行	改正後
		入館料(1 人につき)	入館料(1 人につき)
一般	個人	210 円	220 円
	団体	150 円	160 円
小学生・中学生	個人	100 円	110 円
	団体	50 円	50 円
水族館 と併せ て入館 する者	一般	個人	160 円
		団体	120 円
	小学生・中学 生	個人	80 円
		団体	40 円

【スポーツ振興課所管】

○かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する
条例

(別表)

プール使用料

使用区分	現 行	改正後
小学生・中学生	50 円	(現行どおり)
高校生・大学生・一般	100 円	110 円
ロッカー使用料	1 回 10 円	(現行どおり)

3 施行年月日

令和元年10月1日

〔 行財政改革・公共施設等マネジメント推進室 〕

〔 総 務 部：検 査 管 財 課 〕

〔 保健福祉部：介 護 長 寿 課 〕

〔 都市産業部：観 光 商 工 課 〕

〔 教育委員会：生 涯 学 習 課 〕

〔 教育委員会：スポーツ振興課 〕

議案第 3 6 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
-----------	--

1 要 旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が制定され、選挙長、選挙立会人、開票管理者、開票立会人、投票管理者、投票立会人の報酬額が改定されたことに伴い、同法律の報酬額を参酌して当市における選挙長等の報酬額を定めているかすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 主な改定額

改定前	改定後	該当区分
8,800 円	8,900 円	選挙立会人、開票立会人
9,500 円	9,600 円	期日前投票所の投票立会人
10,600 円	10,800 円	選挙長、開票管理者
10,700 円	10,900 円	投票所の投票立会人、外部立会人
11,100 円	11,300 円	期日前投票所の投票管理者
12,600 円	12,800 円	投票所の投票管理者

3 施行年月日

公布の日

〔 総務部：総務課 〕

議案第 37 号	かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 工業標準化法の一部改正の中で、「日本工業規格（JIS）」を「日本産業規格（JIS）」に変更する部分があることに伴い、本条例の別表（第 21 条関係）内においても、同文言の変更をするもの。 3 施行年月日 令和元年 7 月 1 日 〔 市民部：生活環境課 〕	

議案第 38 号	かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 東日本大震災の特例に準拠し、貸付利率を保証人の有無に連動することとし、据置期間経過後、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとしていたものを、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。また、償還方法に月賦を追加する。 3 施行年月日 公布の日 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	

議案第 39 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 本年 10 月に予定されている消費税率の引き上げによる介護保険料負担の軽減強化のため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 所得の低い第 1 号被保険者の介護保険料率の改定 (2) 第 1 段階 「28,620 円」を「23,850 円」に改定 第 2 段階 「47,700 円」を「39,750 円」に改定 第 3 段階 「47,700 円」を「46,110 円」に改定 3 施行年月日 公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。 〔 保健福祉部：介護長寿課 〕	

議案第 4 0 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 かすみがうら市農村環境改善センターの宿泊及び浴室の使用料に関する費用負担を軽減して利便性を向上させるため、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例との整合性などを勘案し、適切な有効利用の範疇を超えない範囲で免除及び減額が可能となるよう、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 第 8 条の規定を改正し別表に定める使用料の免除及び減額の規定を新たに追加する。 ア 第 8 条第 1 項において、別表（宿泊及び浴室）に定める使用料の減免の対象としない規定を削除。 イ 同条第 2 項において、別表（宿泊及び浴室）に定める使用料の免除及び減額することができる条件を追加。 ウ 同条第 3 項において、市長が特に必要と認められる場合の取扱いを追加。 エ 同条第 4 項において、10 円未満の端数処理方法を切捨てとする取扱いを追加。 オ 別表の備考を削除。 3 施行年月日 公布の日 〔 都市産業部：観光商工課 〕	

議案第 4 1 号	かすみがうら市交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】									
1 要 旨										
現在は、指定管理制度を活用した施設運営を実施していることから、直売所及び食堂を他者に使用させることは想定しづらいため、直売所及び食堂の使用料について実態に則した規定内容となるよう、条例の一部を改正するもの。										
2 内 容										
(1) 直売所及び食堂の使用料を改正する。										
別表（第 1 0 条関係）中の次の直売所の項、食堂の項及び備考を削る。										
<table><tr><td>区分</td><td>使用料</td><td>備考</td></tr><tr><td>直売所</td><td>月額 36,000円</td><td>必要経費は使用者負担</td></tr><tr><td>食堂</td><td>月額 42,000円</td><td>必要経費は使用者負担</td></tr></table>		区分	使用料	備考	直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担	食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担
区分	使用料	備考								
直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担								
食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担								
備考 直売所又は食堂の使用を開始する日又は使用を終了する日が月の中途の場合は、当該日の属する月の使用料は、日割計算した額とする。ただし、当該日割計算した額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。										
3 施行年月日										
公布の日										
〔 都市産業部：観光商工課 〕										

議案第 4 2 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 要 旨 不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。 2 内 容 (1) 避雷設備に関する事項 ア 工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映した。 (2) 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項 ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格の読み替え イ 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、かすみがうら市火災予防条例に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に定める技術上の基準の例に設置したとき、を追加した。 3 施行年月日 (1) 令和元年 7 月 1 日 (2) 公布の日 〔 消防本部：予防課 〕	

議案第４３号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第２号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ５千８９万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ１８６億２千７８２万２千円とするもの。

2 内 容

（１） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,130,306	10,436	2,140,742
県支出金	1,207,430	15,061	1,222,491
繰越金	157,329	22,998	180,327
諸収入	210,433	2,400	212,833
歳入合計	18,576,927	50,895	18,627,822

（２） 歳出の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
総務費	2,542,180	17,404	2,559,584
民生費	6,025,835	29,326	6,055,161
消防費	1,233,104	2,491	1,235,595
教育費	1,393,278	1,674	1,394,952
歳出合計	18,576,927	50,895	18,627,822

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
企画調整事業（政策）	15,004	政策経営課
自治振興事業（政策）	2,400	市民協働課
イ 民生費の事業費		
国民健康保険特別会計繰出事業	540	国保年金課
介護保険特別会計繰出事業	15,808	介護長寿課
児童扶養手当事業	1,868	子ども家庭課
保育所事業	11,110	子ども家庭課
ウ 消防費の事業費		
常備消防事業（政策）	495	消防総務課
消防団施設整備事業（政策）	1,996	消防総務課
エ 教育費の事業費		
千代田公民館管理事業	1,674	生涯学習課（千代田中地区公民館）

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第 4 4 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5 4 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 5 億 7 千 6 5 4 万円とするもの。			
2 内 容			
(1) 歳入の補正 (単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計
繰入金	417, 724	540	418, 264
歳入合計	4, 576, 000	540	4, 576, 540
(2) 歳出の補正 (単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計
総務費	43, 182	540	43, 722
歳出合計	4, 576, 000	540	4, 576, 540
(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)			
歳出（事業）	補正額	事業担当課	
ア 総務費の事業費			
一般管理事業	540	国保年金課	
〔 市民部：国保年金課 〕			

議案第 4 5 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
-----------	---------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入予算の款項の区分の金額を補正するもの。

2 内 容

（1） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
保険料	780,000	△ 15,808	764,192
繰入金	545,461	15,808	561,269
歳入合計	3,485,000	0	3,485,000

〔 保健福祉部：介護長寿課 〕

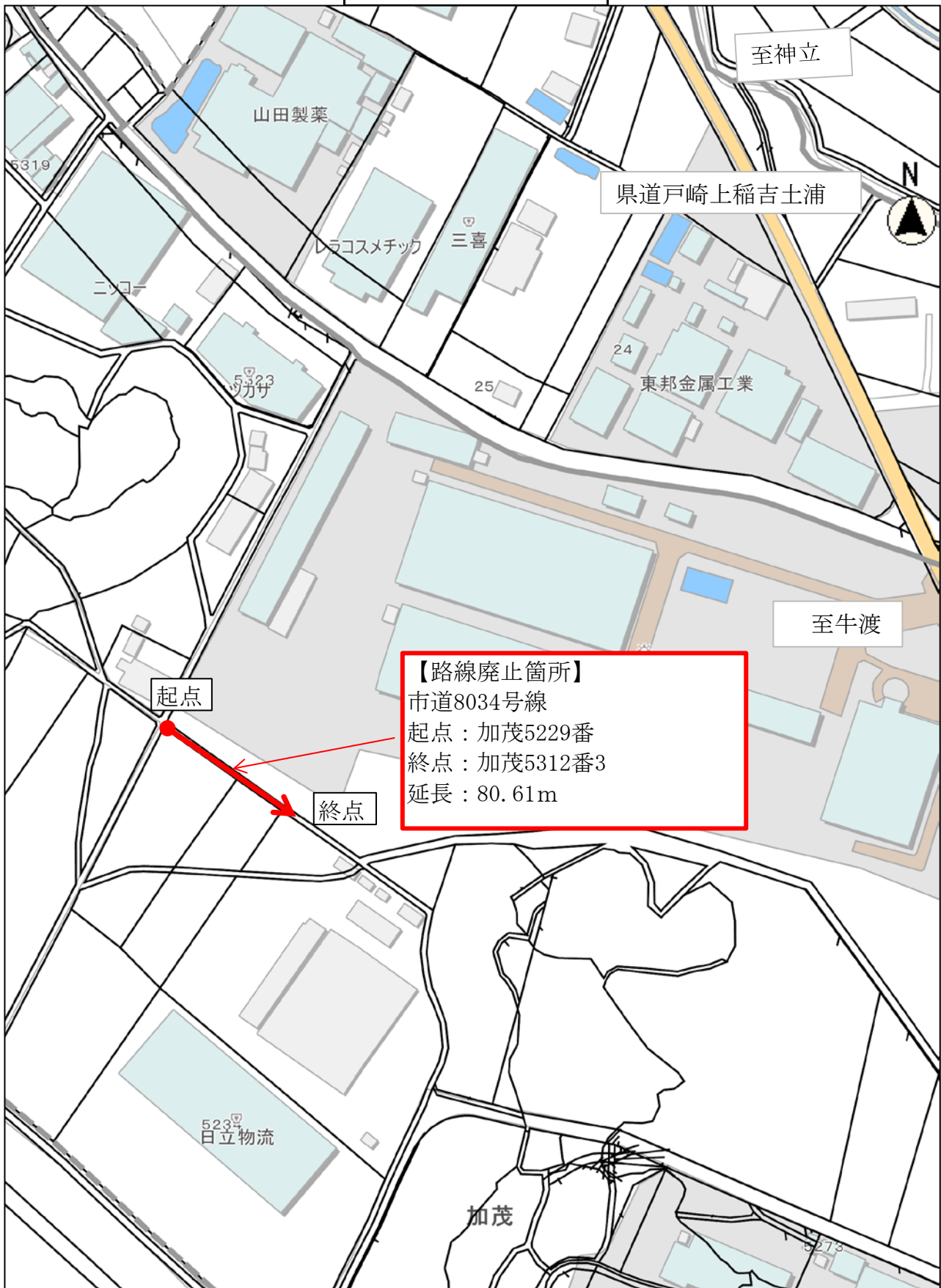
議案第 4 6 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 稲吉南三丁目地内に位置し、開発行為により造成された路線の市道認定をするもの。 (1) 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8－2 9 2 8 号線 イ 延 長 6 4．4 0 メートル 〔 建設部：道路課 〕	

詳細位置図（認定図）



議案第 4 7 号	市道路線の廃止について
1 要 旨 道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 加茂地内に位置する路線を廃止するもの。 (1) 廃止しようとする路線 ア 路線名 市道 8 0 3 4 号線 イ 延 長 8 0 . 6 1 メートル 〔 建設部：道路課 〕	

路線廃止位置図



令和元年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和元年6月19日

かすみがうら市

目次

○ 契約の締結に関する議案〔２件〕

議案第 48 号 (仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事
請負契約の締結について 1

議案第 49 号 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の取得について
..... 2

○ 人事に関する議案〔 1 件 〕

議案第 50 号 かすみがうら市教育委員会教育委員の任命について
..... 3

議案第 4 8 号	(仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事請負契約の締結について
1 要 旨 (仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事の請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 (1) 工事名称 (仮称) かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築工事 (2) 工事概要 校舎改修工事（耐震補強含む） 延床面積 2, 3 6 3. 7 2 m² E V 棟増築工事 延床面積 4 0. 0 2 m²等 (3) 請負金額 1 6 1, 4 6 0, 0 0 0 円 (4) 相 手 方 山本・保特定建設工事共同企業体 代表者 茨城県土浦市東崎町 1 1 番 5 号 株式会社山本工務店 代表取締役 山本 和男 構成員 茨城県かすみがうら市深谷 7 6 番地 6 株式会社保コーポレーション 代表取締役 北村 万利子 (参考) 工期 議会議決日の翌日 から 令和 2 年 3 月 1 3 日 まで 〔 総務部：検査管財課 〕	

議案第 49 号	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の取得について
1 要 旨 かすみがうら市消防本部に配置する高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 （１） 取得する財産 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材 （２） 概 要 車 両：最大出力 111kw 乗車定員 7 名 駆動方式 4WD 資機材：気道確保用資機材 半自動体外式除細動器 血中酸素飽和度測定器 輸液用資機材 等 （３） 取 得 金 額 38,659,312 円 （４） 相 手 方 茨城県水戸市泉町 2 丁目 3 番 24 号 茨城トヨタ自動車株式会社 代表取締役 幡谷 史朗 （参考） 納入期限 令和 2 年 3 月 13 日 〔 総務部：検査管財課 〕	

議案第 5 0 号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について
1 要 旨 教育委員会委員として、次の者を任命することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員として任命する者 住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 氏 名 梶 本 梓 (2) 任 期 令和元年 6 月 2 5 日から令和 5 年 6 月 2 4 日まで（4 年） 〔 総務部：総務課 〕	